



熊本県公報

第 1 2 5 4 5 号
平成 28 年 8 月 16 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の区域変更	(") 1
○道路の供用開始	(") 2
○平成 28 年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験	(市町村課) 2
○予算の専決処分	(財政課) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出	(障がい者支援課) 10
○道路の供用開始	(道路保全課) 10
公 告	
○平成 28 年度熊本県クリーニング師試験の実施	(薬務衛生課) 10
○肥料登録	(農業技術課) 11
登 載 依 頼	
○平成 28 年度熊本地震に係る臨時通学バス運行管理業務委託の一般競争入札の参加資格等	(高校教育課) 12
○平成 28 年度熊本地震に係る臨時通学バス運行管理業務委託の一般競争入札の実施	(") 12

告 示

熊本県告示第 7 4 5 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 28 年 8 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 8 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字天子 1 7 3 番 4 8 地先から 球磨郡球磨村大字神瀬乙字春木谷 4 0 番 1 0 地先まで	前	6.0 ～ 39.7	1396.0	
			後	9.4 ～ 40.6		

2 区域を変更する期日 平成 28 年 8 月 16 日

熊本県告示第 7 4 6 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 28 年 8 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 8 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

一般国道	219号	球磨郡球磨村大字渡字地下 382番1地先から 球磨郡球磨村大字渡字城山 1263番1地先まで	前	11.9 ～ 21.9	311.3	防交安 （交通安全）
			後	13.5 ～ 34.6		

2 区域を変更する期日 平成28年8月16日

熊本県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年8月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字渡字城山 1263番1地先から 同所 1263番1地先まで	145.3	防交安 （交通安全）

2 供用を開始する期日 平成28年8月16日

熊本県告示第748号

平成28年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の応募資格及び受付期間が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により告示する。

平成28年8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 応募資格

- (1) 男子
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者
- (2) 女子
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者

2 受付期間

- (1) 男子
年間を通じ実施する。細部については、自衛隊熊本地方協力本部募集課に問い合わせるか、自衛隊熊本地方協力本部ホームページを確認すること。
- (2) 女子
平成28年7月1日（金）から9月8日（木）までとする。

3 試験期日

- (1) 男子
受付時に指定する。
- (2) 女子
平成28年9月26日（月）又は27日（火）のいずれか1日を指定する。

4 試験場の位置及び名称

受付時又は受験票交付時に指定する。

5 連絡先の名称・位置等

- (1) 各募集事務所

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟 3階	096-297-2051
熊本分駐所	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番 1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-297-2054

	3階	
熊本募集案内所	〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番 53号 熊本第2合同庁舎1 階	096-372-0045
宇城募集案内所	〒869-0451 宇土市北段原町15番地 宇 土合同庁舎2階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0016 玉名市岩崎273番地 玉名 合同庁舎5階	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306 菊池市大琳寺239番地 本 田ビル2階	0968-24-2772
八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001
水俣地域事務所	〒867-0042 水俣市大園町1丁目11番5 号 水俣商工会議所2階	0966-63-5863
人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地1 3	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市浄南町1番地13	0969-22-3349
阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546 番地3	0967-22-4575

(2) 自衛隊熊本地方協力本部ホームページアドレス
<http://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/>

熊本県告示第749号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成28年8月8日付けで専決した平成28年度熊本県一般会計補正予算（第9号）の要領は、次のとおりである。

平成28年8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 21 号

平成28年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

平成28年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,797,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,082,605,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年8月8日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		228,190,422	2,793,790	230,984,212
	1 地方交付税	228,190,422	2,793,790	230,984,212
2 分担金及び負担金		3,143,511	2,400	3,145,911
	1 負担金	2,675,785	2,400	2,678,185
3 国庫支出金		305,632,718	27,745,663	333,378,381
	1 国庫負担金	128,623,010	22,161,770	150,784,780
	2 国庫補助金	174,480,389	5,583,893	180,064,282
4 諸 収 入		61,625,813	20,371,279	81,997,092
	1 貸付金 元利収入	42,235,757	20,002,916	62,238,673
	2 雑 入	7,830,444	368,363	8,198,807
5 県 債		114,123,000	2,884,000	117,007,000
	1 県 債	114,123,000	2,884,000	117,007,000
歳 入 合 計		1,028,808,712	53,797,132	1,082,605,844

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		36,837,382	113,347	36,950,729
	1 総務管理費	11,513,036	103,606	11,616,642
	2 防 災 費	7,477,829	9,741	7,487,570
2 民 生 費		141,753,088	25,147,552	166,900,640
	1 社会福祉費	65,993,762	499,187	66,492,949
	2 生活保護費	5,229,207	37,231	5,266,438
	3 災害救助費	43,735,227	24,611,134	68,346,361
3 衛 生 費		63,615,638	569,826	64,185,464
	1 公衆衛生費	41,806,288	48,567	41,854,855
	2 環境衛生費	19,078,895	521,259	19,600,154
4 商 工 費		53,705,061	20,368,334	74,073,395
	1 商 業 費	43,012,492	20,368,334	63,380,826
5 土 木 費		69,114,685	6,934,350	76,049,035
	1 河川海岸費	24,405,853	6,934,350	31,340,203

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6 警 察 費		37,578,428	13,425	37,591,853
	1 警察活動費	3,859,793	13,425	3,873,218
7 教 育 費		168,915,966	278,439	169,194,405
	1 教育総務費	32,262,784	278,439	32,541,223
8 災 害 復 旧 費		196,635,372	371,859	197,007,231
	1 総務災害復旧費	2,079,705	345,266	2,424,971
	2 民生災害復旧費	5,120,675	7,957	5,128,632
	3 衛生災害復旧費	38,900	18,636	57,536
歳 出 合 計		1,028,808,712	53,797,132	1,082,605,844

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
県有施設等管理業務	平成29年度 ～平成32年度	千円 7,343	(補正前に同じ)	平成29年度 ～平成32年度	千円 7,430
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成29年度	3,189		平成29年度	3,239
	平成30年度	3,078		平成30年度	3,115
	平成31年度	538		平成31年度	538
	平成32年度	538		平成32年度	538

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	千円 4,832,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 7,364,000			
福 祉 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	1,412,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,415,000	(補 正 前 に 同 じ)		
総 務 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	724,000				1,035,000			
公 衆 衛 生 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	37,000				54,000			
計	7,005,000				9,868,000			

熊本県告示第750号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションCrutoあまくさ	医療機関の所在地	天草市本渡町広瀬1588番地61	天草市本渡町本渡2611番地4	平成28年7月1日

熊本県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年8月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市志柿町野添 3366番3地先から 同所 3277番3地先まで	57.0	

2 供用を開始する期日 平成28年8月19日

公 告

熊本県公告第519号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成28年度熊本県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成28年8月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年10月30日（日）
 受付時間 午前10時00分から午前10時30分まで
 学科試験 午前10時50分から午前11時50分まで
 実地試験 午後1時10分から
- (2) 場所 株式会社シロヤパリガン（熊本市西区上熊本二丁目6番7号）

2 試験科目

- (1) 学科試験
 ア 衛生法規に関する知識
 イ 公衆衛生に関する知識
 ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (2) 実地試験（洗濯物の処理に関する知識及び技能）
 ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
 イ 繊維の鑑別
 ウ 薬品の鑑別
 エ 長袖ワイシャツ電蒸アイロン仕上げ

3 受験資格

- 次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続等

- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布
 願書は、平成28年8月16日（火）から平成28年9月16日（金）まで、熊

- 本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する（ダウンロード可）。
- なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（宛先を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号封筒（1部請求の場合））を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
- (2) 提出書類
- アイウ エ
- 願書
履歴書
受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
卒業証書の写しの場合、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること（確認後、原本は返却する。）。
- また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）を提出すること。
- エ 写真1枚
出願前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの（写真の裏に、受験希望者の氏名を記入すること。）
- (3) 受験手数料
受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。
- (4) 願書等の提出先
県内に住所を有する受験希望者にあつては、県内各保健所（熊本市保健所を含む。）へ提出すること。
また、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）へ提出すること。
- (5) 願書等を郵送で提出する場合
やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験申込」と朱書すること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、次のとおりとする。
- ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。
イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替（普通為替）7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
- (6) 願書等の受付期間
平成28年8月22日（月）から平成28年9月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送による場合は、平成28年9月16日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。
- (7) 受験票の交付
受験票は、願書等の審査後、願書に記載された受験者の現住所へ送付する。
- 5 合格者の発表
平成28年11月16日（水）午前10時に、合格者の受験番号を熊本県庁本館1階ロビー及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。
また、合格者には合格通知書を送付する。
なお、電話による合格者の照会には一切応じない。
- 6 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所（熊本市保健所を含む。）又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（電話番号096-333-2245）に行うこと。
- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前8時30分から午後5時15分まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
- (3) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても、返還しない。

熊本県公告第520号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年8月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	登録した 年月日
熊本県肥 第 1 4 7 9 号	生石灰	9 5 . 0 生石 灰	アルカリ分 : 9 5 . 0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	安田石灰工業株 式会社 熊本県八代市花 園町 9 番地 1 4	平成 2 8 年 8 月 9 日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第 1 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成 2 8 年 8 月 1 6 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
平成 2 8 年度熊本地震に係る臨時通学バス運行管理業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 2 8 年 8 月 2 3 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第 1 7 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。
平成 2 8 年 8 月 1 6 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
平成 2 8 年度熊本地震に係る臨時通学バス運行管理業務委託
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育指導局高校教育課総務係（熊本県庁行政棟新館 6 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 6 0 9 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 7 1 9

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許認可を受けていることを証する書類
 - ウ 2(6)による運賃・料金により積算することを証する確約書
- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は提出期限内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県格ととの契約の締結権限のない者のICカードを使用し提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間

公告の日から平成28年8月30日(火)午後5時まで
- (4) 提出先

1(3)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 平成28年度熊本地震に係る臨時通学バス運行管理業務委託仕様書等に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年8月30日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 平成28年度熊本地震に係る臨時通学バス運行管理業務委託仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年9月6日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年9月5日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成28年9月6日(火)午前10時
 - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)
 - (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年9月5日(月)(必着)までに1(3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、及び「親展」と朱書し、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで委託業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 有効な運行経路計算表が添付されていない入札
オ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
カ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書作成の要否

(2) 契約の方法
契約にあたっては、運行経路計算表の積算単価に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）により、単価契約する。

(3) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をもとめて定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をもとめて定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(5) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、経路毎の契約の単価に当該経路の運行予定日数を乗じて得た金額の全経路の合計額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができる。同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5 (4) に掲げる期限
イ 提出場所 1 (2) に掲げる発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育指導局高校教育課総務係

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先
ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県教育庁教育指導局高校教育課総務係
電話番号 096-333-2719
ファックス番号 096-384-1563
イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

8 S u m m a r y

- (1) Name and Content of Consignment
The management of the special school bus service because of Kumamoto Earthquake
- (2) Date and Place for tender
Date: September 6th, 2016 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Senior High School Education Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, kumamoto City, kumamoto Prefecture,
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2719
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen